

## 「平成 27 年度税財政等に関する提案（案）」への兵庫県意見

### ○下線部分を追加

#### Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

##### 1 一般財源総額の確保（7 頁）

なお、今年度の人事院勧告において国家公務員の給与制度の総合的見直しが示されたが、その対応にあたっては、地方公務員給与に対して一律に国家公務員と同様の見直しを求めるべきではなく、地方公共団体が、生計費、各地域の民間の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与水準等を考慮して自主的に決定した職員の給与を尊重すべきである。あわせて、平成 25 年度における国の主導による地方公務員給与の削減のための地方交付税総額の圧縮が再び繰り返されないようにすべきである。

#### 【理由】

地方公務員給与について、国の見直し内容を強制されるのではなく、自主的に決定した給与を尊重すべきという原則をまずは主張すべきであるため。

### ○以下のとおり項目立てするとともに文言削除及び下線部分を追加

#### Ⅳ 地方創生の推進

##### 2 人口減少対策等に資する新たな税制措置（11 頁）

###### (1) 少子化への対応

(略)

###### (2) 地方への人口移転策

なお、東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業（本社機能の一部移転や研究開発拠点の立地等を含む。）に対する国税・地方税の軽減制度などの企業の地方移転を促進する仕組み及び現行の教育資金等を対象とした贈与税の非課税制度について要件の緩和や手続きの簡素化、対象資金の拡充などを図り、新たに結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度「結婚・子育て支え合い非課税制度（仮称）」などの子育て等に伴う経済的な負担を軽減する仕組みについては、特に検討すべきである。を導入すべきである。

また、地域活性化や人口の流出抑制を目的として、住民税や事業税などの地方税の税率の一定割合を標準税率よりも引き下げた場合に、その減収分を国が補填する仕組みを創設すべきである。

さらに、個人住民税の所得割や均等割が、かつて市町村により課税方式や税率が異なっていたことを参考に、地方団体が個人住民税の税率等を選択できる制度を検討すべきである。

#### 【理由】

結婚資金や子育て資金を対象にすることは、要件に該当することの確認方法などにおいて、技術的な困難さを伴うため、削除。

また、地方への企業等の移転促進とあわせて、地方からの人口流出抑制の仕組みについても提言すべきである。